

『地域交流カフェ』利用要項

一般社団法人広島県シルバーサービス振興会

1, 利用の趣旨

一般社団法人広島県シルバーサービス振興会(以下「振興会」という。)が運営するキャリアサポート・プラザ内に『地域交流カフェ』(以下「カフェ」という。)を併設し、利用する県民及び地域の交流を支援する団体等による、“地域支え合いづくり”に資することを利用の目的とする。

2, 利用の申込み

利用を希望する、一般県民、振興会と連携して地域交流を推進する団体組織及び関連団体等は、「カフェ」利用要項を承諾の上、振興会宛に窓口にて「利用申込書」を提出するものとする。

(利用申込期間)

利用希望日の3か月前の月の1日からとする。但し、該当日が土・日・祝祭日、当振興会休業日の場合は、翌営業日とする。

3, 利用可能日及び時間

「カフェ」が利用できるのは、祝日、祭日、年末年始の休館日(12月29日～1月3日)を除く、広島県健康福祉センター開館時間内の[午前9時15分～午後4時45分]とする。(利用可能時間は振興会諸事情により変更する場合あり)

但し、土曜日、日曜日については、〈ためまっぷプロジェクト〉関連組織に限り、原則として1か月前迄に利用申込みを行うことにより、月間2日間については[午前9時15分～午後4時45分]の間を利用可能とする。

4, 持込み物品等の利用制限

次に掲げる物品等は「カフェ」内に持ち込みはできない。

- ①揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物及び化学薬品等
- ②鉄砲刀剣等犯罪に使用されるおそれのあるもの
- ③臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
- ④法律で所持、携帯を禁じられているもの
- ⑤その他利用に適さないと認められるもの

5, 利用の継続許可期間

「カフェ」利用の継続許可期間は、原則として一週間(但し、土、日曜日を除く)以内とする。

利用者は利用期間最終日の午後5時迄に収容物等を撤去し、適切な清掃を行ったうえで、現状に復さなければならない。

6, 利用者

利用者は、一般県民及び〈ためまっぷプロジェクト〉関連組織及び振興会と連携して、地域の交流を推進する関連団体等とする。

7, 利用可能な範囲

「カフェ」利用の範囲は、振興会が運営する〈キャリアサポート・プラザ〉及び振興会の〈格納庫〉を除く範囲とする。

8, 利用期間終了時の収容物等の処理

利用期間終了後も原状に復されていない場合には、収容物の内容を確認の上、1週間は振興会で保管する。保管期間中に収容物を引き取る場合は、団体等の代表者本人を確認した上で、収容物を引渡すものとする。なお、1週間経過しても引取りがない場合は、利用者が所有権等を放棄したとみなし、振興会で処分する。

なお収容物によっては、利用者が処分の費用を負担するものとする。

9. 鍵の貸与

「カフェ」入口鍵の貸与は、土曜日、日曜日に〈ためまっぷプロジェクト〉関連組織代表者本人又は代表者に選出された者に限る。

鍵の貸与は、広島県健康福祉センター1階総合案内で行う。鍵借用者は「本人確認書類」を提示の上、鍵借用台帳に氏名と入退出時間を記入し、退出時に鍵を返却しなければならない。

鍵の貸与時間は、利用申込書の「行事開催時間」記載の開始時間の15分前からとする。また、鍵の返却は、利用申込書の「行事開催時間」記載の終了時間の15分後までに行う。

また鍵の複製は一切認めない。なお、鍵借用者が鍵を紛失した場合は、速やかに振興会に申し出て、鍵の交換費用等を負担するものとする。

10, 会場利用確認表の提出

「カフェ」使用団体は、利用日当日の利用時間、利用人数、利用者氏名、住所、電話番号を記載した「会場利用確認表」を作成し、「振興会」へコピーを提出する。原本は、利用団体が利用日以後3か月間、保管管理する。

11, 収容物の撤去等

次の事由が生じた場合は、振興会の判断で「カフェ」内の収容物品を撤去できる。

- ①利用期間終了後も収容物が放置されている場合
- ②危険物又は犯罪に使用されるおそれのあるものが収容されている疑いがある場合
- ③その他、振興会が必要と認める場合

上記の各号のいずれかに該当する場合は、その状況に応じて収容物の開封、廃棄、保管等の必要な措置を講じることができる。

12, 利用者の賠償責任

「カフェ」内の什器、備品等を破損した場合又は損害を与えた場合など、利用者が振興会又は第三者に与えた損害は、利用者が賠償の責を負うものとする。

13, 振興会の免責事項

「カフェ」内の収容物に滅失又は毀損等の損害が生じた場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、振興会はその賠償の責を負わないものとする。

- ①利用制限に係る、収容できないものが収容されていたとき

別紙

②鍵の紛失又は盗用により利用者が損害を受けたとき

③天災事変その他不可抗力によるとき

④振興会の責めに帰さない事由によるとき

附則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。